

# 令和8年度4月期 施設入所のご案内

下妻市役所 子育て支援課（庁舎1階 15番窓口）  
〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-45-8120



## 【子育て支援課で入所申請の受付をする市内の保育・教育施設一覧】

### 保育所等とは？

児童福祉法に基づき、労働や疾病等により家庭において保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育することが目的の児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団行動を経験させたいなどの理由では、申し込みできません。

### ◆ 認可保育園・認定こども園(保育認定)

《保育時間》平日・土曜 7:30～18:30（認定こども園 幼稚園型は土曜休園）

	施設名	入所対象年齢	所在地	連絡先
公立	きぬ保育園	0歳児～5歳児	鬼怒254-1	TEL 0296-44-3933 FAX 0296-44-3933
私立	法泉寺保育園		本宿町2-52	TEL 0296-44-2300 FAX 0296-44-9850
	西原保育園		高道祖5160	TEL 0296-44-3855 FAX 0296-44-2983
	もみの木保育園		半谷484-2	TEL 0296-54-6727 FAX 0296-54-6727
	下妻保育園		下妻丙172	TEL 0296-44-2245 FAX 0296-44-2245
私立 (認定こども園 - 保育園型)	認定こども園 大宝保育園		大宝725-1	TEL 0296-43-6309 FAX 0296-43-6829
	認定こども園 大和保育園		長塚506-1	TEL 0296-48-6820 FAX 0296-48-6789
私立 (認定こども園 - 幼稚園型)	認定こども園 下妻いずみ幼稚園		2歳児～5歳児	下妻丁342-1
	認定こども園 ふたば文化	3歳児～5歳児	本城町1-54	TEL 0296-44-2346 FAX 0296-44-2106
	認定こども園 しょうとも幼稚園	3歳児～5歳児	下妻乙269	TEL 0296-44-2810 FAX 0296-44-2810

◆ **小規模保育施設** 《保育時間》平日・土曜 7:30 ~ 18:30

0~2歳児(乳幼児)の児童を対象に少人数(定員18名)でお預かりします。  
家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設です。

	施設名	入所対象年齢	所在地	連絡先
私立	もみの木フレンズ	0歳児~2歳児	半谷430-164	TEL 0296-43-6821 FAX 0296-43-6821

◆ **家庭的保育施設** 《保育時間》平日のみ 7:30 ~ 18:30

0~2歳児(乳幼児)の児童を対象に少人数(定員5名)でお預かりします。  
家庭的な雰囲気できめ細やかな保育を行う施設です。

	施設名	入所対象年齢	所在地	連絡先
私立	小友家庭 保育ルーム	0歳児~2歳児	下妻乙269	TEL 0296-44-2810 FAX 0296-44-2810

◆ **保育園 クラス年齢**

令和8年度(2026年度)クラス年齢表 ※クラスは令和8年4月1日現在の年齢で決まります

クラス区分	生年月日	最長利用期間(就学前)
5歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日	令和9年(2027年)3月31日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日	令和10年(2028年)3月31日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日	令和11年(2029年)3月31日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日~令和6年(2024年)4月1日	令和12年(2030年)3月31日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日~令和7年(2025年)4月1日	令和13年(2031年)3月31日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日~	令和14年(2032年)3月31日

◆ **認定区分**

認定条件	認定区分	最低就労時間	利用時間	利用先
満3歳以上で教育を希望	1号認定	規定なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
満3歳以上で保育を希望し、 保育が必要と認定された場合	2号認定	月60時間 以上	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園(保育部分)
0~2歳で保育を希望し、 保育が必要と認定された場合	3号認定		保育標準時間 保育短時間	保育所(園)、小規模保育施設 家庭的保育施設 認定こども園(保育部分)など

## ◆ 保育必要量

名称	保育可能時間	対象	利用時間
保育短時間	基本利用時間 最大8時間	就労時間 月120時間未満 求職活動中	8 : 30 ~ 16:30
保育標準時間	基本利用時間 最大11時間	就労時間 月120時間以上	7 : 30 ~ 18:30

※ 就労時間は、父母のうち就労時間が短い者に準じます。

※ 利用時間を超える際、延長保育料金が発生する場合があります。

## ◆ 入所申込できる方

市内に住所があり、集団保育が可能な児童で、保護者すべての方が、下記のいずれかの事情にあるとともに、家庭でお子さんを保育することができないと認められる(保育を必要とする)場合です。

(住民票上の世帯分離や二世帯住宅等は同居家族とみなします。)

1. 就労されている方(会社勤務・自営業・農業・内職等) ※最低労働時間1か月あたり60時間
2. 妊娠・出産の方(出産予定日の前6週、出産後8週の属する月)
3. 保護者に疾病・障害のある方
4. 同居親族の介護や看護を常時されている方
5. 就学・技能取得のために、職業訓練や学校などに通っている方
6. 求職活動中の方
7. 災害復旧に当たっている方
8. 児童虐待・育児放棄・DVの状態にある方、またはその恐れがある方

※詳細は6ページに記載

## ◆ 入所までの流れ

令和8年4月に新規入所を希望される方は、次の場所及び期間において申込が必要です。

申込は窓口受付のみです。郵送での受付はできません。

入所検討会議は、第1次、第2次選考の順に行い、結果については順次発送いたします。

※入所決定は先着順ではありません。優先順位の高い児童からご案内となります。

### 1 書類配布・申込場所

場所	時間
子育て支援課 (本庁舎1階 15番窓口) ※市ホームページから様式をダウンロードする事もできます。	平日 8:30~17:15 ※夜間窓口は下記期日にお越しください。

### 2 申込期間 ※期日厳守

第1次選考	11月4日(火) ~ 12月5日(金) ※夜間窓口:11月6日(木)・20日(木)・12月4日(木)17:15~19:00
第2次選考	令和8年1月15日(木) ~ 令和8年2月2日(月) ※夜間窓口:1月15日(木)17:15~19:00

▲求職活動中の方は、第2次選考で申してください。

### 3 入所判定会議

入所判定会議にて提出書類に基づき、保育が必要な状況などを審査し、入所判定基準に基づいて選考を行い、保育が必要な状況の高い児童から入所を決定します。

#### ★ 入所基準の目安 ★

選考方法（下妻市ホームページにある「下妻市利用調整に関する要綱」をご確認ください）

- (1)基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を求めます。
- (2)合計指数の高い児童から順に選考します。
- (3)優先順位が同一の場合、施設の希望順位が高い児童から選考します。
- (4)希望順位も同一の場合、保護者または同居親族の状況等を考慮して選考します。



詳しくはこちら

世帯の状況	優先度	保護者の就労状況
両親がいない ひとり親家庭 多子世帯 祖父母同居	高い ↑↓ 低い	常勤就労者（育休明け） 常勤就労者 短時間就労者 就労予定者 求職活動中

### 4 内定結果通知

	内定結果連絡	通知方法	通知内容
第1次選考	令和8年1月下旬	郵送	内定者 ⇒ 内定通知
第2次選考	令和8年2月下旬	郵送	入所保留者（内定者でない者）⇒ 入所保留通知

### 5 入所承諾通知送付

対象者	時期
内定者	3月中旬

- 保育料の支払方法は原則口座振替です。新たに口座登録が必要な方には、保育料の預金口座振替依頼書を同封しますので、指定する金融機関の窓口へ提出ください。
- 利用者負担額（保育料・副食費）については、3月下旬にお知らせします。

### 6 入所説明会

2月下旬から3月下旬において、各保育所にて入所後の生活や持ち物について説明会が行われます。  
※日時については各保育園からの連絡をお待ちください。

### 7 通園開始（慣らし保育）

4月1日から通園開始となります。入所当初の一定期間は、児童を集団生活に順応させるために、保育時間を短くしていますので、ご協力をお願いします。（園により慣らし保育の期間は異なります）

◆ **申込みに必要なもの** 次の①から⑤の書類を持参してください。

※書類に不足がある場合は、受付できないことがありますので、期日に余裕を持って申込ください。

	必要書類	必要枚数・書類
①	子どものための教育・保育給付認定申請書(緑色)	児童1人につき1枚
②	家庭状況調書	児童1人につき1枚
③	児童の健康と発達について	児童1人につき1枚
④	委任状 ※代理人が申請する場合	世帯につき1枚
⑤	保育を必要とする事由の証明書	世帯につき1枚 (次ページ保育を必要とする事由の証明書参照)

● **本人確認に必要な書類**

マイナンバーが確認できるもの	+		身分証明書	
<下記のいずれか1点>			<1点表示でよいもの>	<2点以上必要となるもの>
マイナンバーカード (個人番号カード)			マイナンバーカード ※申請者の番号確認書類 と併せて1点	健康保険証 (資格確認書など)
マイナンバー(個人番号)通知カード ※記載情報と現状に相違ないもの			運転免許証 運転経歴証明書	年金手帳
マイナンバー(個人番号)が 記載された住民票 ※原本提出			パスポート	住民票または 住民票記載事項証明書
			身体障害者手帳	児童扶養手当証書
			療育手帳	特別児童扶養手当証書
			精神障害者保健福祉手帳 (顔写真付き)	
			外国籍の方	
			在留カードまたは特別永住者証明書 ※同居している方全員分	

【マイナンバー記入時の本人確認書類について】

- ・マイナンバーを記入した書類を提出する際は法令上、申請者の本人確認が必要となります。
- ・代理人が提出の際は、委任状が必要です。  
委任状のほかに、申請者のマイナンバー及び代理人の身分証明書をご提示いただきます。
- ・マイナンバーの記載が困難な場合は、マイナンバーを記載せず申請を受けることも可能です。  
必要に応じ、職員が住民基本台帳ネットワークシステムの個人番号照会を行いますので、ご了承ください。

●保育を必要とする事由の証明書

事由		証明書の種類	備考
就労または就労内定	会社等勤務	就労証明書 月60時間以上の就労時間であること	『就労証明書』+『就労を証明できる書類』  自営や親族経営の事業所勤務・農業で就労されている方は、次のいずれかの写しの添付が必要となります。
	内職	就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り ※毎月の収入額の報告が必要です。	【社会保険証、資格確認書など(本人)】 ※記号・番号は塗りつぶすこと  【自営業主】 ・開業届の写し(※1)・確定申告書の写し ・収支の内訳が分かる書類(直近3か月分)等
	自営業親族経営勤務	就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	【自営業従業員・親族経営】 ・給与明細の写し・出勤簿等の写し (いずれも直近3か月分)
	農業	就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	※就労実績欄は必ず記入してください。 ※その他、就労を証明できるものを求めることがあります。 ※1開業してまもない場合のみ受付可能 (おおむね1年程度)
疾病・心身障害等	市様式の診断書または、身体障害者手帳、療育手帳、障害年金の証書、精神障害者保健福祉手帳等の写し	市様式の診断書内容がすべて具備されている場合、病院様式でも可。	
同居親族の介護・看護	介護・看護状況申告書および介護・看護中であることが確認できる書類	介護・看護時間が1日4時間以上かつ月15日以上(月60時間以上)であること	
妊娠・出産	妊産婦マル福受給者証の写し、母子健康手帳の写し(出産予定日のわかるもの)	出産予定日の前6週(多胎の場合前14週)から、出産後8週の属する月の間。※就労中でも産前産後休暇の間は「妊娠・出産」が理由となります。	
就学	『就学に関する申立書(注1)』および『学生証の写し』または『在学証明書』・『学校発行の時間割表(カリキュラム)』	受講(研究)時間が1日4時間以上かつ月15日以上(月60時間以上)であること。	
求職活動	求職状況申立書および求職活動中であることが確認できる書類	保育所入所後3か月以内に就労証明書等の提出がなければ退所。	

注1：時間割の内容は、学校等で受講している時間や内容に限られ、自主学习などの個人の勉強時間は、保育必要時間数としては認められません。また、「学校等証明欄」の記載のないものは無効です。

### 注意事項

- ◇同一敷地内住居に65歳未満の祖父母がいる方は、祖父母分の証明書も提出ください。社会保険証や資格確認書(本人)の写しであれば代用可能です。
- ◇兄弟姉妹分を同時申込される場合、父母および祖父母の証明書は原本を1部ご用意いただき、児童1人目は原本を添付、2人目以降はコピーを添付していただければ人数分用意する必要はありません。
- ◇申請児童及び同一敷地内住居に障害者手帳等の保有者がいる場合は、手帳等の写しを添付ください。
- ◇証明書は3か月以内のものを提出ください。また、証明内容に変更があった場合は、証明書の再提出が必要です。  
なお、提出された証明書等は返却できません。

## ◆ 広域入所について

### 1 市外在住で、市内の保育施設をご希望の方(下妻市への転入予定がない方)

申込先	お住まいの市区町村の保育担当課
必要書類	お住まいの市区町村の保育申込書類一式
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 入所承諾となった場合、承諾期間は最長で年度末までです。翌年度も継続して入所を希望される方は再度申し込みが必要です。</li><li>● 次の理由などにより申し込みができます。<ol style="list-style-type: none"><li>① 保護者の勤務状況(下妻市在勤や通勤経路等)により、児童の送迎が便利である。</li><li>② 祖父母等が下妻市に所在し、祖父母等による送迎が可能である。</li><li>③ 自宅が行政界にあり、送迎が便利である。</li></ol></li></ul>

### 2 市内在住で、市外保育施設をご希望の方

申込先	下妻市子育て支援課
必要書類	<ol style="list-style-type: none"><li>① 下妻市の保育申込書類一式</li><li>② 希望する保育施設が所在する市区町村の必要書類</li></ol>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申込前に希望する保育施設がある市区町村の保育担当課へ、申込締切日や必要書類、申込基準などをご確認ください。</li><li>● 申込締切日を確認し、締切日の10日前までに提出ください。</li><li>● 市外認定こども園に入所している方で、1号(教育認定)から2号(保育認定)への支給認定の変更を希望する場合も申込が必要です。</li></ul>



### 3 市外から下妻市へ転入予定であり、下妻市の保育施設をご希望の方

申込先	下妻市子育て支援課
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下妻市の保育申込書類一式</li> <li>② 転入に関する誓約書と転入を証明できる書類（売買契約書・賃貸借契約書 等）</li> <li>③ 転入する世帯全員の本人確認できるもの（マイナンバー・住民票 等）</li> </ul> <p>※下妻市在住の親族等と同居する場合は、同居親族等の本人確認できるもの（世帯全員）と「同居予定申立書」も必要になります。</p>
注意事項	<p><b>●入所月の前月末日までに下妻市に住民票を異動し、必ず子育て支援課へご来庁ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入所月前月までに住民票を異動できない場合は、入所取消となります。</li> <li>● 入所が決定した場合には、入所内定通知が届きます。</li> <li>● 入所不承諾の場合には、入所保留通知が届きます。</li> <li>● 転入前の市区町村にて保育施設等を利用している場合や、下妻市以外の市区町村の保育施設等を併願する場合は別途手続きが必要となることがあります。必ず転入前市区町村の保育担当課へご確認ください。</li> </ul>

### 4 市外に転出される方

申込先	転出先の市区町村の保育担当課
必要書類	転出先の市区町村の保育申込書類一式
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下妻市子育て支援課では受付を行っておりません。</li> <li>● 転出先の市区町村の保育担当課までお問い合わせください。</li> </ul>



# ◆令和8年度下妻市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担基準額表

## 【0歳～2歳児の利用者負担額(保育料)】

階層区分	市町村民税所得割課税額	第1子利用者負担額(保育料)		第2子利用者負担額(保育料)		第3子利用者負担額(保育料)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3	48,600円未満	14,000	13,000	7,000	6,500	0	0
	ひとり親世帯・在宅障害児(者)等世帯※1 48,600円未満	6,600	5,600	0	0	0	0
第4A	一般世帯 48,600～57,700円未満	22,000	21,000	11,000	10,500	0	0
	ひとり親世帯・在宅障害児(者)等世帯※1 48,600～77,101円未満	6,600	5,600	0	0	0	0
第4B ※2	一般世帯 57,700～97,000円未満	22,000	21,000	11,000	10,500	0	0
	ひとり親世帯・在宅障害児(者)等世帯※1 77,101～97,000円未満	22,000	21,000	11,000	10,500	0	0
第5 ※2	169,000円未満	30,000	29,000	15,000	14,500	0	0
第6 ※2	301,000円未満	35,000	34,000	17,500	17,000	0	0
第7 ※2	397,000円未満	37,000	36,000	18,500	18,000	0	0
第8 ※2	397,000円以上	39,000	38,000	19,500	19,000	0	0

※1 ひとり親世帯とは、児童扶養手当認定世帯・ひとり親医療福祉費受給者証(ひとり親マル福)受給世帯等を指します。在宅障害児(者)等のいる世帯とは、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいる世帯も含まれます。

※2 第4B階層区分～第8階層区分で、小学校就学前の兄・姉が保育所や幼稚園へ入所している場合、「第2子半額」「第3子以降 0円」となります。(兄・姉が特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設への通所、または児童発達支援および医療型児童発達支援に通っている方は、在園証明書の提出が必要です。)

## 【3歳～5歳児の利用者負担額】

利用者負担額(保育料)	0円
副食費(給食費)	施設が定める額

- 副食費(給食費)免除となる方: 年収360万円未満相当世帯の子ども  
(教育認定の場合) 小学校3年生の兄・姉から数えて第3子以降の子ども  
(保育認定の場合) 小学校就学前の兄・姉から数えて第3子以降の子ども

※ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園、認定こども園(教育認定)については、入園できる時期に合わせて満3歳から利用者負担額が無償化されます。

※ 副食費(おかず・おやつ等)、通園送迎費、行事費などは、実費負担です。

## ◆ 利用者負担金(保育料・副食費)の算定について

- 「利用者負担額」及び「副食費の免除」の決定は、保護者(父・母)の市区町村民税額によって決定しますが、父母の年収がいずれも103万円未満だった場合、扶養義務者または家計の主宰者の税額を合計する場合があります。

- 利用者負担金及び副食費免除の算定は、4月と9月の年2回になります。

{ 4月～8月分保育料 令和7年度の市区町村民税額で決定  
 { 9月～3月分保育料 令和8年度の市区町村民税額で決定

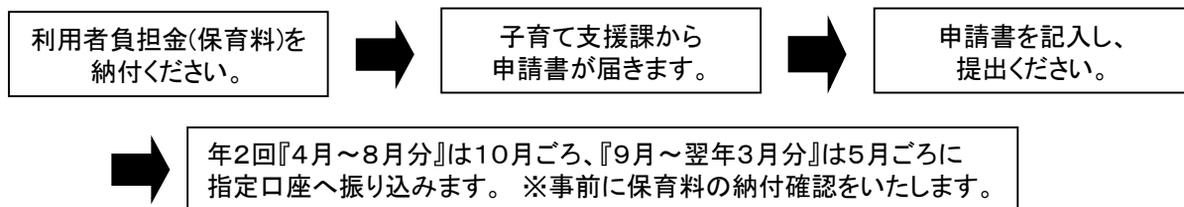
- 利用者負担金及び副食費免除の決定の際、市区町村民税の算出においては、在宅貸入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除・ふるさと納税などの税額控除の適用は受けられません。
- 市区町村民税額が確認できない場合(令和7年1月2日以降に下妻市へ転入された方や、単身赴任中の方など)は、『子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書』に記載いただきましたマイナンバーを利用し、他市区町村に直接照会いたします。  
マイナンバーの記載がない方や、利用の同意を得られない方は、課税資料を提出ください。  
※提出がない場合、第8階層(最高額)で決定となります。

## ◆ 多子世帯保育軽減事業

子育て家庭への経済的負担の軽減策として、子供を産み、育てやすい環境づくりを推進するため、茨城県の事業に合わせ、第2子以降の保育料を軽減します。

該当要件	区分	助成額
・ 保育所等に入所して保育認定を受けていること。 ・ 令和8年度の初日において3歳に達していない児童であること。 ※きょうだいのカウントの仕方 第1子の年齢に関わらず大学、短期大学、高校、中学などに通学している兄弟からカウントする。	<b>第2子</b> 保護者と生計を同一にする第2子のうち基準額の第4階層Bと第5階層までに属する児童 ※保育料が第2子半額の免除を受けている児童を除く	半額助成
	<b>第3子</b> 保護者と生計を同一にする第3子以降の児童	全額助成

### ● 支払方法



## ◆ 注意事項

1. 入所日は原則4月1日です。  
育児休業明けの方や月途中勤務開始予定の方で4月に入所する場合は、4月中に復職または勤務開始をすることが条件です。
2. **4月30日までに復職証明書または就労証明書を提出せず、復職または勤務開始をしない場合は退所となります。**  
なお、第2次選考までに申込みをされていない場合は、4月からの入所はできません。
3. 復職日または勤務開始予定日が、5月中の方は5月入所での申込になります。  
5月入所希望の方は、4月15日までに申してください。  
6月以降入所希望も同様に、前月15日までに申してください。
4. 申込を取り下げる場合は「取下届」を提出ください。  
また、内定後に辞退する場合は「辞退届」を提出ください。 **※入所保留通知は発行できません。**
5. 転園申込の方が、転園先の内定を辞退した場合、元の保育施設には戻れず退所となります。
6. 入所保留となった方でも、申込時に継続申請の希望「有」を選択した方は、年度内(令和9年3月まで)は、翌月以降も入所検討会議の対象となりますので、再度申込する必要はありません。
7. 申込後、保育を必要とする事由や、保育状況・家族状況・住所等に変更があった場合は、その都度必要書類を提出いただきます。



## ◆ 認定こども園・幼稚園(教育認定)

### 認定こども園とは？

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を図るため、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

### ～認定こども園のメリット～

- ①働いていても【保育認定】、働いていなくても【教育認定】利用可能
- ②仕事を辞めても、入所継続できる(保育認定→教育認定への変更)
- ③教育・保育を一体的に行う施設のため、両方の良さを合わせもっている

### 幼稚園とは？

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。

- 対象児童
  - 私立：満3歳の誕生日をむかえている児童  
※誕生月の翌月から、随時入所が可能です。
  - 公立：市内に住所を有する3歳児以上の児童
- 保育時間
  - 平日 8:30～14:00
  - 土日祝 休園
  - ※保育時間は園によって異なりますので、直接園にお問合せください。
- 預かり保育
  - 家庭の事情で保育時間の延長を希望する園児を保育時間外の一定時間、保育する制度です。
  - ※長期休業期間(夏・冬・春休み)も、預かり保育で施設を利用できます。
- 入所申込方法
  - 直接園への申込みとなります。**
  - ※認定こども園(保育認定)の申請は市役所受付です。

### << 認定こども園 >>

	施設名	入所対象年齢	所在地	連絡先
私立	認定こども園大宝保育園	満3歳児～5歳児	大宝725-1	TEL 0296-43-6309 FAX 0296-43-6829
	認定こども園大和保育園		長塚506-1	TEL 0296-48-6820 FAX 0296-48-6789
	認定こども園 ふたば文化		本城町1-54	TEL 0296-44-2346 FAX 0296-44-2106
	認定こども園 下妻いずみ幼稚園		下妻丁342-1	TEL 0296-43-6630 FAX 0296-44-9499
	認定こども園しょうとも幼稚園		下妻乙269	TEL 0296-44-2810 FAX 0296-44-2810

### << 幼稚園 >>

	施設名	入所対象年齢	所在地	連絡先
公立	上妻幼稚園 ※令和9年度末閉園	4歳児～5歳児	半谷426	TEL 0296-43-5884 FAX 0296-43-5884
	ちよかわ幼稚園	3歳児～5歳児	宗道2095	TEL 0296-43-7585 FAX 0296-43-7585

